

今川氏家臣朝比奈親徳の政治的立場

遠藤英弥

はじめに

戦国大名の権力構造を解明するためには領国支配構造とともにこれに関わる家臣団を究明する必要がある。家臣団研究について、武田氏・北条氏では数多くの論文が出されている⁽¹⁾。しかし、本稿で扱う今川氏の家臣団研究は、確かに、家臣団研究は多数見られるが、今川氏権力における政治的立場などについての考察がなされているものはあまり見受けられない。また、重臣とされる朝比奈氏・三浦氏に関する論考がほとんど見られないのが現状である。三浦氏については、小和田哲男氏による系譜の考察・史料紹介にとどまっていた状況から踏み出し、大石泰史氏が三浦正俊について、糟谷幸裕氏が三浦右衛門大夫について考察を加えている⁽⁴⁾。一方の朝比奈氏に関しては、関口宏行・黒田基樹の両氏が朝比奈信置について論じられている。しかしながら、黒田氏作成の信置関係文書目録を見ると、五点の文書を除くと信置の活動は武田氏従属後のものであり、今川氏時代についての論文と言えないものではない。

今川氏時代の朝比奈氏については、松本真子氏が鵜津山の朝比奈氏について検討されるなかで他の朝比奈氏の関連文書を掲載しているが、概説的なものとどまっている⁽⁷⁾。松本論文の批判的継承として、糟谷幸裕氏が遠江国鵜津山城に関する

る論稿において鶴津山朝比奈氏について検討されている⁽⁸⁾。しかし、糟谷氏自身が指摘されているように、鶴津山朝比奈氏の動向は鶴津山城付近に限定されているとあって過言ではない。本稿で扱う朝比奈親徳については、所理喜夫氏が今川氏の三河国支配を検討される中で、朝比奈親徳は、「宿老や奉行とも異なる「御奏者」である」と位置づけをされている⁽⁹⁾。しかし、所氏は朝比奈親徳の関連文書の一部を検討された上で位置付けをおこなったものであり、関連文書を網羅した上で位置付けをする必要があると考えられる。また、大石氏が妙本寺文書を紹介されるなかで、朝比奈親徳は牧野氏の「指南」的な位置にあったのではないかと指摘されている⁽¹⁰⁾。しかし、大石氏は駿河・遠江両国における親徳については考察されていない。

本稿で考察対象とする朝比奈親徳は駿河・遠江、太原崇孚や朝比奈泰能とともに三河国侵攻および以後においても活動が見られ、二人の死去後も三河国における活動が見られるなど重要な役割を果たしていると考えられる。まず、朝比奈親徳の基礎的な考察をおこない、二節では主に駿河・遠江両国における親徳の役割、三節では三河国における親徳の役割を考察する。

一、朝比奈親徳の基礎考察

はじめに、朝比奈親徳の基礎考察を行う。朝比奈親徳の名は系図上では確認できないが、大石泰史氏の検討により、系図では「元長」に該当し、親徳の「親」の字は今川氏親の偏諱と考えられ、右兵衛尉・三郎右兵衛尉・駿河守・丹波守を名乗っていることが明らかにされている⁽¹¹⁾。父親の名については、「寛政重修諸家譜」七五四所収「朝比奈系図」・「駿河記」所収系図⁽¹³⁾では俊長、「寛永諸家系図伝」⁽¹⁴⁾は俊永としているが、黒田基樹氏が指摘しているように、系図以外では確認できない。親徳は、「寛政重修諸家譜」に「丹波守 氏親および義元につかふ」とあり、「寛永諸家系図伝」では「丹波守 生国同上

〔駿河〕法名祖心⁽¹⁶⁾』として記している。『駿河記』所収系図が「元長寺開基」と記している。

ここで、寺院の開基について触れておくと、前出の三系図のうち、『駿河記』所収系図のみが寺院開基を載せ、「俊長」が長源院、「元長（親徳）」が元長寺、「信直（信置の誤り）」が一乗寺の開基と明記しているが、典拠不明である。注目すべきことは、三者により創建された寺院はすべて曹洞宗寺院であり、各寺院（三寺とも現存）の過去帳には朝比奈氏が開基となつてゐることが記され、『駿河記』所収系図の記載と合致する。この点について、掛川の朝比奈氏が曹洞宗寺院を建立してあり、朝比奈氏と曹洞宗の関係をうかがい知ることができるとはならないだろうか。

次に、親徳の所領であるが、確実に確認できるのは一箇所のみである。永禄五壬戌年六月廿三日付今川氏真判物（「尊永寺文書」『静』7・三〇四二⁽¹⁸⁾）に「一壺町朝比奈丹波守行」とあり、遠江国曾我庄領家内曾我庄領家内が親徳の知行地であることがわかる。曾我庄領家方について、『静岡県地名大辞典』⁽¹⁹⁾は、「朝比奈氏が代々知行していたらしい」とするが、親徳以前も朝比奈氏の知行地であったかどうかは定かではない。ほかに、永禄二年己未十二月廿七日付朝比奈千世増宛今川氏真判物写（「朝比奈文書」『戦国遺文 今川氏編』一四九〇⁽²⁰⁾）から、朝比奈千世増が駿河国内の当知行五箇所を氏真から安堵されていることが確認できるが、そのうちの一つの下方について、「於下方百俵、於朝比奈丹波守代官所之内、毎年可請取事」とある。つまり、朝比奈千世増が下方における百俵を朝比奈丹波守親徳の代官所から毎年請取ることを命じられていることから、朝比奈親徳は代官給として下方の一部を知行地として与えられていた可能性を指摘できる。これ以外に所領を有していたことは確認できず、本貫地についても不明である。

また、所領とは異なるが、阿野原（駿河国駿東郡）地域に関する「御肴日記」⁽²¹⁾から、親徳が漁船を所持していたことを確認できる。この「御肴日記」については菊池浩幸氏が詳細な検討をされ、天文年間から永禄年間に作成されたものとす⁽²²⁾。同日記において、親徳は「同御免 壹艘 朝比奈丹波守殿」と記載され、菊池氏は今川氏や代官（菊池氏は平五三浦氏とする）への上納部分が存在しないことから「御免」と記載されたと指摘する。つまり、親徳所有の漁船による水揚分

(阿野原地域)はすべて親徳の収穫物とする権利を有していたことになる。

次に、儀礼の場における親徳について述べるが、親徳は、弘治年間、駿河国に在国する公家山科言継の日記『言継卿記』に散見される。弘治二年十二月十八日、北条氏康五男氏規²³(日記では「伊豆之若子」と記載)の祝言²⁴があり、親徳は、言継の家来沢路隼人佑から「伏見殿御短冊五」を受け取っている。また、弘治三年正月十三日、今川氏真邸における歌会始に出席していることが見える。同年二月二十五日の氏真邸の和歌会にも出席し、この会には、「大守(今川義元)」、「三条亜相(三条西実澄)」、言継自身が参加し、今川家臣として見えるのは各和式部少輔、葛山左衛門佐(氏元)、新野彦十郎、三浦上野介(氏員)、一宮出羽守、斎藤佐渡守(元清)と言った今川一門および重臣であり、親徳の今川家臣としての地位の高さを知り得るものと言えよう。

親徳の終見について、『沼津市史 史料編 古代・中世²⁵』、『清水町史 資料編Ⅲ古代・中世²⁶』は、永禄八年七月廿六日付加用・小番衆中宛今川氏真判物写の「朝比奈かた」を親徳に比定している。確かに、親徳の可能性も否定できないが、親徳息信置あるいは別の朝比奈氏と考えることもできよう。これを踏まえると、確実な終見と言えるのは(永禄六年)亥四月十日付高松神主宛朝比奈親徳書状(「中山文書」『静』三・二〇四二)であり、以後は親徳の動向を確認することができなくなる²⁷。死期については元長寺の過去帳に永禄九年八月二日に死去したとされ、「月光院殿天叟元長大居士²⁸」とあるが定かではない。

親徳の正室・子息等について触れておくと、室については系図や文書等からも一切確認できず、子息については、信置が文書から確認しうる唯一である。

ここでは主に今川氏の本国と言える駿河・遠江両国における親徳の役割を考察する。駿河における親徳の初見は、天文廿一年五月廿四日付星屋右衛門四郎宛今川義元判物写（『星谷文書』『静』三・二二二九）、同年同月同日付片岡主計宛今川義元判物写（『片岡文書』『静』三・二一三〇）の二通となる。内容は、庵原新三が⁽²⁹⁾大平郷八社の退転を理由に今川義元から判物を「申掠」めたが、星屋と片岡両人の訴えによって奉行人が⁽³⁰⁾調査した結果、退転の事実は無く庵原の詐取であることが判明した。その結果、大平郷八社の宮錢十五貫七百文を前々のように神事祭祀を怠慢なく勤めた上で、その余計分は新給恩として星屋・片岡両人に認められたというものである。

注目したいのは「但」以降の部分であり、星屋宛には「陣参之時者、朝比奈丹波守令同心、片岡与打替可相勤」とあり、片岡宛には「⁽³¹⁾附参之時者、朝比奈丹波守与令同心、星屋与相替可相勤」とされている。おそらく、大平郷の地頭もしくは代官と考えられる庵原新三が虚偽行為により現職を罷免され、朝比奈親徳が庵原の後任に任命されたものと考えられる。その結果、星屋と片岡（交代での参陣）は、戦時では朝比奈親徳に同心して戦うことを義務付けられたのだろう。つまり、星屋と片岡は寄子、親徳は寄親という立場にあったことは指摘されているところである。

次に、前節でも触れたが、永禄弐年己未十二月廿七日付朝比奈千世増宛今川氏真判物写（『朝比奈文書』『戦今』一四九〇）によると、親徳が下方代官を務めていることが確認できる。有光友學氏が指摘されているように、⁽³¹⁾下方内に御料所（今川氏直轄領）の存在が確認でき、親徳は下方代官として年貢の徴収や御料所の管理に当たっていたと考えられる。

次に、朝比奈親徳が寺社の取次として活動していることが、永禄四⁽³²⁾年十一月十六日付岡宮供僧一和尚同神主宛今川氏真判物（『岡宮浅間神社文書』『静』七・二九八三）から窺える。内容は、岡宮浅間宮の供僧職について天文五年十月二日に先例に任せて落着したが、朝比奈太郎左衛門尉が同年同月十五日に「判形」を「申掠」め近年所務しているという。そ

ここで、岡宮神主は朝比奈親徳を「奏者（訴訟取次）」として訴訟を起こし、「子細無紛」と岡宮側の勝訴となったというものである。ここでは、親徳は「奏者（訴訟取次）」として岡宮神主側から訴訟の披露を依頼され、今川氏真に披露し、今川氏真が判物を出している。親徳と岡宮浅間社との関係はこれ以外には確認できず、いかなる事情により親徳が岡宮浅間社の奏者となったのかは定かではない。以上、駿河国における親徳の役割を考察したが、次に、遠江国での役割についてみていくこととする。

遠江国における親徳の活動初見は、天文五年（一五三六）二月十七日付尾上彦太郎（信正）宛連署奉書写（「懸川誌稿 卷九尾上文書」「戦今」五三九）であり、右衛門尉親貞と共に、奉者として尾上彦太郎に対し、尾上氏の知行地遠江国周智郡天方の内を「徘徊」している被官百姓等の還住を命じている。「被官」「百姓」等がいかなる理由から欠落したのかは定かでないが、「年来可還之旨雖相届、于今難渡二候」とあり、以前にも人返しの命令が出されたが、被官・百姓等は命令に応じずに知行地内を徘徊していることが分かる。このような被官・百姓等の抵抗に対して、尾上氏は彼等から年貢徴収などができずに困惑し、今川氏に対して再度還住命令を出してくれるように要求したと考えられる。これに対して、奉行人である親徳と右衛門尉親貞は「只今被得上意候旨一返相届」と尾上氏から「被官」「百姓」等に氏輝の還住命令が出されたことを伝え、それでも命令に応じない場合は、「見合可取」と尾上氏の実力行使を認めている。

ここで注目したいのは、親徳が奉者として、文書発給に関わっていることである。奉書発給前後の状況は不明であり、今川氏が親徳を奉者として設定したのか、尾上信正から案件担当者として親徳に依頼したものは定かではないが、親徳が氏輝の「仰せ」を受けているということは指摘できるであろう。

次に、数少ない朝比奈親徳の発給文書であり、寺社に宛てて出した史料を検討する。

【史料Ⅰ】朝比奈親徳判物（「中山文書」「戦今」八五八）

門屋村高松経田之事

右、如前々神主為計、院主并岩寿丸殿一札被成候を、上意(今川義元)江懸御目御後、判を申請出候上者、自今以後、本年貢外二別儀有間敷者也、仍如件、

天文十六末丁年十二月十日 親徳(朝比奈親徳)(花押)

高松
神主殿

内容は、高松神社の経田について、院主(高松神主)と岩寿丸殿(神主職継承予定者だろう)の兩人が「一札(訴状と考えられる)」を提出したことに對して、親徳が義元に判物を申請したことを高松社に伝えたというものである。経田について何らかの問題が起きたものと考えられ、院主と岩寿丸はこの件について義元からの保証を得るために親徳に對して義元への取成しを依頼したのである。親徳は兩人から受け取った「一札」を「上意(今川義元)」に披露し、義元の判物を申請したことを証明するために史料1を発給している。また、義元から判物が出されたうえで本年貢以外の諸役は免除されるとしている。

史料1は今川義元判物が発給される前段階であり、義元判物発給を証明したものと云える。この件についての義元判物自体は現存していないが、おそらく、経田についての安堵や本年貢以外の免除を認めた判物が発給されたものと考えられる。ここでの親徳は義元へ書状を披露し判物を申請していることから、寺社の取次という立場にいたことを指摘しておく。同様に、高松社宛の史料を検討する。

【史料2】朝比奈親徳書状(「中山文書」『静』7・二〇四二)

御免棟別何茂一返被仰付候、然者其方御手前其外役人寺方何も被指置、惣次二候へ共、重而三浦備後守方御承にて、何茂可相破之由候処、備後守方へ子細被仰分、其上同心河口方を以、古槇平三郎方へ被仰届断相濟候間、向後惣国相破候共、如先御判之不可有別条候、可有御心安候、恐々謹言、

亥
四月十日 朝比奈丹波守 親徳(花押)

史料2の年次について、『静岡県史』は天文二十年カとしている。一方、大石泰史氏は永禄六年の可能性が高いとし、私(35)も、大石氏と同様に永禄六年と考える(36)。

内容については、糟谷幸裕氏が検討されている(37)。氏の解釈によると、今川氏真によって臨時の棟別役が賦課されたが、朝比奈親徳が三浦正俊ら諸方面に働きかけ、再免除を勝ち取ったとする。ここで注目したいのは親徳の役割であり、史料1と同様に高松社との関係があったものと考えられ、高松社の棟別免除要求のために奔走していることが分かる。しかし、史料1では高松社の訴訟に対して親徳は義元に直接披露していたが、史料2では氏真に披露した形跡はなく、三浦正俊などに働きかけたという点が大きく異なる点と言える。

この点について、史料1では「仍如件」と直状形式で出されているのに対し、史料2では「恐々謹言」と書状形式となっていることが関係しているようにも思われる。これは、氏真政権となり、親徳の氏真政権内における立場が変化したのではないかとも考えられる。

永禄三年庚申年八月三日付西福寺宛今川氏真判物（「最福寺文書」『戦今』一五六三）によっても、親徳が寺社の訴訟を取次いでいることがわかる。内容は、地頭幡鎌八郎左衛門尉が西福寺領を横領していたというものである。その後幡鎌知行分について、幡鎌被官中嶋惣右兵衛尉が子細を申したけれども、西福寺側は朝比奈親徳を通して訴訟を起こし、「令新寄進之旨先判明鏡也」と西福寺の言い分が認められ安堵されている。

次に、親徳は今川氏朱印状の奉者にもなっており、それが次の史料である。

【史料3】今川家伝馬手形（「反町十郎文書」『戦今』一五〇五）

〔伝馬式〕疋、無相違可出之者也、仍如件、

永禄参年
足代参年
被二下之、

四月八日

朝比奈丹波守^(親徳)

駿遠参宿々中

奉之

これは、伊勢神宮外宮禰宜足代玄蕃が今川領国下の駿河・遠江・三河を通行するさいに、今川義元が三か国の宿中に伝馬二匹を用意するように命じた伝馬手形である。この史料は有光友學⁽³⁸⁾・小和田哲男⁽³⁹⁾・柴辻俊六氏⁽⁴⁰⁾が引用され、小和田哲男氏が伝馬手形発給過程について言及されているが、伝馬手形発給の背景については指摘されていない。この点を明らかにするには今川氏と伊勢神宮の関係を考慮する必要がある。今川氏と伊勢外宮の関係については、長谷川弘道氏が指摘されているように、正遷宮に必要な萱米料の問題を巡って書状のやり取りが行なわれていた⁽⁴¹⁾。長谷川氏は史料3を取り上げられていないが、氏の指摘を踏まえると、足代玄蕃は萱米料供出依頼のために駿河に下向してきたと考えられる。ここで注目したいのは、親徳が奉者を務めていることである。

親徳が奉者となっているのはいかなる理由によるものだろうか。この伝馬手形の受給者足代玄蕃が伊勢外宮禰宜であることは先述した。伊勢外宮について、長谷川弘道氏は伊勢外宮と朝比奈氏との関係を指摘されているが、関係が見られるのは朝比奈備中守の系統である⁽⁴²⁾。しかし、伝馬手形の奉者となっているのは親徳であり、この点をどのように捉えるかが問題となる。長谷川氏が指摘されているのは、伊勢外宮の松木氏と朝比奈備中守との関係であり、外宮側（あるいは今川氏側）が個々に奏者を設定していたとも考えられ、実際、関口氏純が伊勢外宮の荒木田氏と書状を交わしていることが確認できる。おそらく、足代玄蕃は朝比奈親徳を取次として義元への接触を図ったのではないかと考えられる。

次に、親徳と安房国妙本寺との交渉を示す関連文書を検討する。安房国妙本寺との交渉と述べたが、親徳と妙本寺間のみで書状が交わされているわけではなく、妙本寺と駿河国久遠寺の間の折衝役を務めているという事実を踏まえる必要がある。妙本寺と久遠寺は共に日蓮宗寺院であり、両寺は住持職が兼帯され、日我上人置文⁽⁴³⁾の「富士久遠寺者可為代官分旨」という記載が両寺の関係を端的に表している。まず、同日付で発給された次の史料4・5を検討する。

【史料4】〔久遠寺文書〕『戦今』八〇七）
駿河国富士上方小泉郷久遠寺之事

右、寺内・門前共、諸役并地頭・代官陣僧・飛脚以下停止之、但地子参拾疋者、如先規可令沙汰、竹木見切・臨時之課役等、令免許者也、仍如件、

天文十五^丙年九月廿九日

治部大輔在判
（今川義元）

久遠寺

日我上人

【史料5】朝比奈親徳奉書写（『千』「妙本寺文書」四三三）

当国富士上方小泉郷久遠寺之事、先代者雖為国主存知之寺家、一乱以後及十ヶ年令大破云々、就其日我上人再興之儀就披露領掌畢、殊從房州子細共伝語、彼是無抛之間如此、然者当地頭富士九郎次郎相尋、判形出置上者、停止陣僧飛脚転役、課役不可有地頭之綺、但寺内門前共参拾疋之地子、如前々可有納所、為不入相定条、竹木以下狼藉等、於有違犯之輩者、任判形筋目可有其沙汰之旨、依仰執達如件、

天文十五^丙年

九月廿九日
（朝比奈） 右兵衛尉親徳判

久遠寺

進献

史料4と5は同日付けで発給されたものであるが、この両史料が発給される四日前の二十五日に富士九郎次郎が久遠寺日我上人宛の証状（「久遠寺文書」『戦今』八〇五）を発給しているので、この内容を検討した上で史料4と5を検討する。

富士九郎次郎証状の内容は、久遠寺は十年に及んで大破した状態であるが、日我上人の久遠寺再興の働きかけに応じ、守護不入が申し達されているので陣僧・飛脚を停止し、その他一切の諸役を免除し、竹木伐取の自由を認め、臨時課役を働けないというものである（ただし、三百文は以前のように入取めなければならないとする）。富士九郎次郎の証状に続いて発給されたのが史料4であり、義元は久遠寺に対して寺内・門前ともに諸役等を免除し、地頭・代官・陣僧・飛脚を停止するとしている。また、寺の竹木伐取の自由を認め臨時の課役等を免除している。

富士九郎次郎証状と史料4について、白井進氏は「富士氏の承諾を背景として今川氏が判物を認めたことに外なるまい」とす。⁽⁴⁴⁾糟谷幸裕氏は「賦課主体の区別が不分明であるからこそ、印判状をもって、確かに今川氏からの賦課であることを明示する必要があった」と指摘されている。⁽⁴⁵⁾

白井氏が指摘されているように、富士九郎次郎が諸役を免除していることには注意する必要があるが、日我上人は富士氏・今川氏の両方からの諸役免除を認めてもらう必要があったということを重視する必要があるが、日我上人は富士

史料5は史料4と同日付で奉書の形式をとり、史料4の発給背景を説明していることも含めて、史料4の副状の役割も果たしていることが分かる。

史料5には「一乱以後及十ヶ年令大破云々」とあり、久遠寺は「一乱」によって十年にも渡って破壊された状態だというが、この「一乱」というのは何を指しているのだろうか。この「一乱」を具体的に示しているのが、天文十八年己酉十一月十六日付の日我置文（『千』『妙本寺文書』一一）であり、置文には「天文六年丁酉富士殿謀叛之時、日是有同心而還俗之後、久遠寺御堂・客殿等焼亡、世出悉破滅及数年而」とある。つまり、天文六年、富士殿が謀反を起こした時、⁽⁴⁶⁾日我が富士殿に同心して還俗し、久遠寺の御堂・客殿等に火を放って、悉く破壊されて数年が過ぎたとあり、「一乱」が河東一乱を指していることは明らかである。

内容に戻ると、日我上人が久遠寺再興についての書状（義元への披露状であろう）を出し、親徳が義元へ披露をしてい

る。そして、安房国よりの子細を伝え、やむを得ずこうなったとしている。それを踏まえて、地頭富士九郎次郎に尋ねて判形を出し、陣僧飛脚・転役・課役について地頭の干渉があつてはならないとする。これは富士九郎次郎が役賦課を掛けとくる可能性があつたからこそ盛込まれたものと考えられる。

親徳の立場であるが、久遠寺再興について日我上人から義元への披露を領掌していることから、書状を披露する取次として関わっていたことが指摘できる。これ以後も妙本寺との関係は確認でき、次の史料を検討する。

【史料6】朝比奈親徳書状写（「妙本寺文書」『戦今』一五六八）

預御札候、厥以来者、遠路故不申通候、仍不慮之仕合、義元討死無是非次第、不可過御推察候、拙者儀者、最前鉄砲二当、不相其仕場候、雖然、至于只今存命失面目候、就中^{今前氏臣}当屋形、可有御音信之旨候、拙夫于今三州在陣之儀候条、帰国之上令披露、久遠寺江委細可申入候、殊私分音信快然之至候、兼又久遠寺次目判形之儀、則可申調候、不可存疎意候、就中従方々報之儀、去比茂有子細、不及其儀候、御心得奉頼候、恐惶謹言、

八月十六日^{（永禄三年カ）} 朝比奈丹波守 親徳

妙本寺

参尊報

史料6は永禄三年に比定され、前半は、永禄三年五月、尾張国桶狭間において義元が討死したことを伝えている。親徳自身は最前線に立ち鉄砲によって負傷し、義元の討死の場に居合わせず、面目を失ったとし無念さを伝えている。後半は、妙本寺が「当屋形（氏真）」に対して書状を送ってきたようだが、親徳は今も三河国に在陣しているので、帰国した上で氏真に披露し久遠寺へ詳細を伝えるとしている。また、久遠寺の継目判物（代替わり安堵と考えられる）を申請し、疎意にはしないことを伝えている。

【史料7】朝比奈親徳書状（「千」妙本寺文書）四三二

就日我聖人御下向、早々預御音信候、誠以祝着候、房州路次不輒候敷、無聊爾之様被聞召届、御下向肝要存候、御逗留中、此方相当之御用、不被懸御心可承^(候方)□、御屋形江御内儀心得可申入候、猶以御音信御心得候而可^(有也)□、委細御報二申入候、恐々謹言、

四月十五日

(永祿四年乙)

朝丹

親徳（花押）

久遠寺

御同宿中

内容は日我上人の「下向」について、駿河逗留中は親徳が用を務めるので遠慮しないようにということと、氏真へ日我上人の「内儀」を申し入れたというものである。ここでも、親徳は日我の「御音信」を預かり、氏真へ日我の内儀を上達するなど、義元死去後も以前と同様の立場で妙本寺・久遠寺と交渉していることを指摘できる。

三、三河国における朝比奈親徳の立場

朝比奈親徳は三河侵攻に関して太原崇孚・朝比奈泰能等と重要な役割を果たしたと考えられるが、三河侵攻に至る過程について触れておきたい。義元の父氏親・兄氏輝は血縁関係もある北条氏と同盟を結び、武田氏と合戦をしていた。しかし、義元が当主となると、前代までの外交政策を一変させて、武田信虎息晴信と三条公頼娘の縁組の斡旋をし、義元自身も武田信虎の娘と縁組をした。このような今川氏の行為を快く思わない北条氏綱は、縁組成立を防ぐために妨害するが、縁組は成立し、北条氏は今川氏を敵とみなし、今川領駿東郡に攻撃をしかけ、河東一乱と呼ばれる大乱に至った。⁽⁴⁷⁾ 天文十四年に第二次河東一乱が起き、武田晴信の仲介により今川氏と北条氏は和睦を結び、休戦状態に至った。⁽⁴⁸⁾ この状況を受けて、今川氏は三河国侵攻を開始する。

親徳の三河国における動向は天文十五年丙午九月廿八日付牧野保成条目写（「松平奥平家古文書写」『戦今』八〇六）から確認でき、内容は三河国牛久保を拠点とする国衆牧野保成が今川氏に対して知行要求などを書き連ねたものである。五条目に「有御分別御披露可畏入候」とあり、直接今川義元に宛てたものではなく、披露状の形式をとっていることが分かる。なお、この文書の裏に朝比奈親徳が朝比奈泰能・太原崇孚と三人で証判を据えているが、当主義元に披露した上で証判を据えていることから今川氏権力の中枢に位置していたといつてよいであろう。この条目に対する返事が遅れたためと考えられるが、牧野保成は十月十六日、再度条目（「松平奥平家古文書写」『戦今』八一―）を提出している。この条目の宛所が「朝三兵（朝比奈親徳）」と「雪斎」となっていることに注目したい。この両人が宛所とされていることを考える上で注目したいのが、（天文十六年カ）八月廿六日付牧野田三郎（保成）宛太原崇孚書状写（『戦今』八三七）である。内容は、太原崇孚が牧野保成に対して戸田氏との合戦に備えての配置を伝えたものであるが、文末に「屋形之儀、愚僧・朝三など此分候」とある。つまり、「屋形（今川義元）」へ用件がある場合は「愚僧（太原崇孚）」と「朝三（朝比奈三郎右兵衛尉親徳）」が担当していると太原崇孚自身が述べていることから、三河国における訴訟問題が起きた場合は、両人が担当し義元へ披露した上で裁定を下すことになっていたものと考えられる。先述の十月十六日付牧野保成条目の宛所が「朝三」と「雪斎」とされていることは、「屋形之儀、愚僧・朝三など此分候」という表現を明示しているといえよう。

親徳による義元への公事の披露について、太原崇孚・三浦氏員・葛山氏元等の発給文書から親徳の公事への関与を検討する。

まず、（天文十九年）十二月十四日付牧野出羽守（保成）宛三浦氏員書状写（『戦今』九九一）によると、三浦氏員は、長沢兩人（山田源助・松平三助と考えられる）⁽⁵⁰⁾が今川義元から判物を発給されたことを「御状（牧野氏から三浦氏員に宛てた書状）」から知り、保成の趣旨を朝比奈親徳に我等が存分に申しておくとし、公事について「私」になつてはならないと助言している。

次に、(天文十九年)十二月十五日付太原崇孚書状写(「松平奥平家古文書写」『戦今』九九二)によると、牧野八大夫(定成)が太原崇孚の所へ来て、山田源助が牧野保成の知行地から百貫文宛行われることを聞いて太原崇孚は驚いている。⁽⁵¹⁾太原崇孚は五・六日前に山田源助と対談しているが、その話は一言もなかったとする。こうした状況から山田源助は義元から判物を申掠めたのではないかと太原崇孚は不審に思っている。そのうえで「朝丹無疎遠候」と述べ、朝比奈親徳と疎遠になつてはいけなるとする。太原崇孚が牧野保成の公事を担当しているのであれば、朝比奈親徳を疎遠にしてはならないと言ふ必要はなく、朝比奈親徳が牧野保成の公事担当者であつたと考えられる。牧野保成に対する親徳の位置付けが明記されているのが次の史料8である。

【史料8】葛山氏元判物写(「松平奥平家古文書写」『戦今』九九三)

先日預御状候、祝着至候、御書中趣具承届候、長沢兩人今川義元從屋形判形被出置候段、蒙仰候は、就其来春早々有御参府、様躰可有御申候由尤候、理非之段者可為明鏡候間、屋形ニも紛有間敷候条、可御心安候、涯分我等も存分可申候、朝丹御奏者(朝比奈親徳)成候間、是又疎略不可有之間、令談合、御下之者助言可申候、猶八大夫方可有伝語候条、不能詳候、恐々謹言、

十二月十五日

葛山

氏元判

牧野出羽守殿

参御報

史料8は、駿東郡を所領とする葛山氏元が牧野保成に対して出した書状である。内容は保成からの書状を受け取り保成の趣旨を理解した。長沢兩人が義元から判物を受け取ったことについて、保成が駿府に参上してこの件に関して申し述べることがもつともだが、理非は明白であり、義元が紛らわされることはないので安心してくれ。力の及ぶかぎり我等も存分を申す。朝比奈親徳が奏者となつたので、親徳を疎略にしないで相談するようにと伝えている。以上の三通からは、三浦氏員・太原崇孚・葛山氏元の三人はこの公事に関してはおくまでも助言にとどまり、牧野保成に対して朝比奈親徳に相

談するようにと伝えていことが分かる。これは、親徳が牧野保成の「奏者」となっているからであり、両者の関係は黒田基樹氏の指摘を踏まえ、朝比奈親徳を「指南」、牧野保成を「国衆」ととらえることができる。⁽⁵²⁾このように考えると、国衆牧野保成は「指南」朝比奈親徳を通して提訴しなければならず、太原崇孚等三人が助言にとどめていることも理解できよう。

以上、朝比奈親徳は国衆牧野保成の「指南」であったが、牧野保成以外の「指南」を務めていることが、永禄二年五月十六日付松平元康定書（桑原洋次郎氏所蔵文書『戦今』一四五五）から確認できる。これは七か条からなる定書であり、四箇条目に「万事各令分別事、元康縦雖相紛、達而一烈而可申、其上不承引者、関刑・朝丹へ其理可申事」とある。注目したいのは、「其上」以降であり、松平元康が「各」の上進について不承諾であれば、「関刑（関口氏純）」と「朝丹（朝比奈丹波守親徳）」へ訴えよとしていることである。この定書については、新行紀一氏による詳細な検討がなされ、⁽⁵³⁾新行氏は関口氏純・朝比奈親徳を「奏者（取次ぎ）」とされている。確かに、松平元康と今川氏との「奏者」の役割を果たしているが、牧野氏の事例と同様に、松平元康を国衆ととらえることができ、朝比奈親徳は松平元康の「指南」となっていたと考えられる。

先述の牧野氏の公事以外にも、（永禄四年）三月廿七日付小嶋源一郎（正重）宛朝比奈元徳書状（『愛』11・八七）から親徳が三河国の公事に携わっていることが確認できる。小嶋正重は関連文書から粟生将監と相論を起こしている。⁽⁵⁴⁾元徳書状によると、小嶋正重が二度にわたり判物を「申掠」めたかもしれないということが朝比奈親徳から元徳へ伝えられた。親徳自身が小嶋の判物申請要求を取次ぐ立場にあったとは考えられないが（相論の相手方の粟生氏の「指南」であったのかもしれない）、この判物発給に疑義を呈するということは何らかの関わりをもっていたことは疑いないであろう。

ここまででは親徳が三河国の公事に携わっていることを指摘したが、公事以外についても親徳の活動が確認できるので、次の史料を検討する。

【史料9】由比光綱・朝比奈親徳連署状（「田島文書」『戦今』一四三二）

急度申候、松和泉長々（松平親徳）就在府被成候、彼家中申事候哉、殊舍弟次右衛門方種々之被申様候、此方にてハ山新（山田景徳）なと被取持、
 三内（三浦正俊）被頼入候、先日同名撰津守被罷越候、内々談合候ける由其沙汰候、雖然 上様御前無別条候、只今大給用心大切之旨、
 従其方田嶋方被仰付、松平久助方へ有談合、人数十四五人も御越可然候歟、和泉方も馳而可被罷上候、其間御用心のため
 に候、就中和泉方息吉田二被置候、是をいたき可取など、風聞候、宿等之儀用心可被仰付事尤候、恐々謹言、

七月廿二日 親徳（花押）

良知善参

光綱（花押）

史料9は朝比奈親徳と由比光綱が連署で良知善右衛門尉に対して指示を伝えたものであるが、前半と後半で内容が異なる。前半では松平和泉守親乗が駿府に長々在府し、親乗弟次右衛門が山田景隆の仲介を通して三浦正俊になんらかのことを依頼しているという内容である。後半は、朝比奈親徳と由比光綱の両人は大給の用心が大切なので、良知善右衛門尉から田嶋に仰せつけて松平久助方へ相談し、十四・五人を大給へ派遣するのが当然であり、和泉守親乗はやがて大給に帰ることになるが、用心をしておくようにと伝えている。また、人質として置かれている親乗の息子を奪取するという風聞があるので、宿等の用心を命じておくようにとしている。

朝比奈親徳は連署ではあるが軍事面にも携わり、具体的に指示を伝えている立場にあることを指摘しておきたい。朝比奈親徳等の指示は（弘治三年カ）八月九日付田嶋新左衛門尉宛松平親乗書状（「田島文書」『静』7・二五七五）から確認できる。⁵⁵⁾

次に、実際の戦闘における親徳の動向を確認する。天文十七年七月一日付朝比奈藤三郎（信置）宛今川義元感状写（「三川古文書」『静』7・一九〇八）は、三河国小豆坂合戦について親徳息信置が戦功を賞されたものであり、父親徳も当然この合戦に参加していたものと考えられる。

朝比奈親徳は太原崇孚・朝比奈泰能死去後も、三河国に携わり、牧野氏（保成）や松平氏（元康）の「指南」の立場にあった。永禄三年の尾張桶狭間合戦に関しては前掲史料6が親徳の立場を示している。史料6では、「最前鉄砲二当、不相其仕場候」とあり、最前線において鉄砲に当たり、義元の死に場に居合わせることができなかったとしている。また、妙本寺（おそらく日我であろう）から氏真への音信に対し、親徳は「拙夫于今三州在陣之儀候条」と返答している。桶狭間合戦から三か月が経過した時点においても、親徳は三河国に在陣していることから、大石氏の指摘どおり、三河国内の安定化につとめていたのだろう。

おわりに

以上、今川氏家臣の政治的立場の解明の一端として、朝比奈親徳について考察を加えた。親徳は、駿河国・遠江国において、今川氏御料所の代官、寺社に対する訴訟取次（他国の寺社も含む）、土豪層を寄子とする寄親、今川氏当主発給文書の副状の発給、今川氏印判状の奉者と幅広く活動していたことを指摘した。また、三河侵攻及び統治については、太原崇孚と共に三河国の公事に関して義元への披露をする支柱的な位置にいたことを明らかにした。三河衆の牧野保成や松平元康の「指南」の地位にあって、太原崇孚・朝比奈泰能の死後も三河国に携わり、三河平定に務めていたものと考えられる。筆者は以前、太原崇孚について考察したが、⁽⁵⁶⁾三河国における朝比奈親徳は太原崇孚と同等の地位にあったものと考え、太原崇孚一人が今川義元政権の重責を担っていたわけではないと再認識した。しかしながら、朝比奈親徳が太原崇孚と全く同じ立場にあったというわけではなく、太原崇孚は仮知行安堵権を有し、今川義元によって最終的に知行安堵が実施されていることが確認でき、この点は両者の大きな相違点と言えるだろう。

今後の課題は、親徳個人を考察したため朝比奈氏全体の位置付けをしていないので、今回の考察を踏まえて今川氏にお

ける朝比奈氏の位置付けを行いたい。

註

- (1) 北条氏については黒田基樹『戦国大名と外様国衆』（文献出版、一九九六年）。武田氏については、柴辻俊六『戦国大名武田氏領の支配構造』（名著出版、一九九一年）、黒田基樹『戦国期東国の大名と国衆』（岩田書院、一九九九年）、栗原修『戦国期上杉・武田氏の上の支配』（岩田書院、二〇〇一年）を挙げるにとどめる。
- (2) 小和田哲男「今川氏重臣三浦氏の系譜的考察」・「今川氏重臣三浦氏の系譜的考察（続）」（小和田哲男著作集第二卷『今川氏家臣団の研究』所収、清文堂、二〇〇一年、初出、一九七七年、一九九四年）。
- (3) 大石泰史「今川氏家臣三浦正俊と三浦一族」（『戦国史研究』二五号、一九九三年）。
- (4) 糟谷幸裕「今川氏家臣三浦右衛門大夫について」（『戦国史研究』四二号、二〇〇一年）。
- (5) 関口宏行「駿河先方衆朝比奈駿河守信置―その壮絶な生涯―」（『駿河の今川氏』三、一九七八年）。
- (6) 黒田基樹「武田氏の駿河支配と朝比奈信置」（『武田氏研究』十四号、一九九五年。のち、同著『戦国期東国の大名と国衆』所収、岩田書院、二〇〇一年）。
- (7) 松本真子「宇津山城の朝比奈氏について」（『駿河の今川氏』五、一九八〇年）。
- (8) 糟谷幸裕「今川領国下の遠州鶴津山城」（『戦国史研究』四六号、二〇〇三年）。
- (9) 所理喜夫「戦国大名今川氏の領国支配機構―天文・弘治期における三河国の事例―」（永原慶二編『大名領国を歩く』所収、吉川弘文館、一九九三年）。
- (10) 大石泰史「妙本寺文書から見た戦国時代―個別文書の具体的検討―」（『千葉史学』二四号、一九九四年）。
- (11) 前掲註10。
- (12) 『新訂寛政重修諸家譜第十二』（統群書類従完成会、一九六五年）。
- (13) 『駿河記』下巻、一九三二年。

- (14) 『寛永諸家系図伝 第七』(統群書類従完成会、一九八四年)。
 (15) 前掲註6。
 (16) 前掲註5論文によると、信良(親徳孫)の法名が「二翁祖心居士」とされ、何らかの錯誤によると思われる。
 (17) 『功雲寺文書』(総和町史 資料編 原始・古代・中世、総和町、二〇〇二年)。
 (18) 『静岡県史 資料編7 中世三』(以下、『静』7・文書番号と略)。
 (19) 『角川日本地名大辞典22静岡県』、角川書店、一九八三年。
 (20) 以下、出典は『戦今』と略す。
 (21) 『三浦文書』(沼津市史 史料編 古代・中世、一五三〇、一九九六年)。
 (22) 菊池浩幸「戦国期沿岸地域に関する一考察―阿野莊原を事例に―」(『沼津市史研究』十三号、二〇〇四年)。
 (23) 北条氏規については、杉山博「北条氏規の発給文書について」(『東国戦国史研究会編『関東中心戦国史論集』所収、名著出版、一九八〇年)・黒田基樹「北条氏規の三浦郡支配の成立」(同著『戦国大名北条氏の領国支配』(戦国史研究叢書1)、岩田書院、一九九五年)・黒田基樹「北条氏規文書の考察」(同著『戦国大名領国の支配構造』所収、岩田書院、一九九七年、初出、一九九一年)参照。
 (24) 弘治二年の氏規「祝言」は何を指しているのだろうか。黒田氏によると(前掲註)氏規の生年は天文十四とされ、弘治二年には十一歳となり、元服と考えてよいものと思われる。
 (25) 沼津市刊、一九九六年。
 (26) 清水町刊、一九九九年。
 (27) 関口宏行氏は、前掲註5論文において、(永祿九年)十月廿六日付松木与三左衛門尉宛朝比奈玄長書状(「矢入文書」『静』7・三三六一)の「玄長」と朝比奈丹波守(関口論文では元長)を同一人物とする。しかし、『静岡県史』資料編7中世三後掲の花押一覽を見ると、玄長の花押と親徳の花押は全く別のものであり、別人とみなしておく。
 (28) 前掲註5。新庄道雄編『修訂駿河国新風土記上巻』(国書刊行会、一九七五年)三三六〇頁。
 (29) 太原崇孚の父方庵原氏の一族と考えられるが定かではない。
 (30) 「大平年代記」(『沼津市史叢書7 大平村古記録』所収、沼津市教育委員会、二〇〇〇年)によると、「御奉行朝比奈丹波守」とされるが定かではない。

- (31) 有光友學「今川氏直轄領支配」(同著『戦国大名今川氏の研究』所収、吉川弘文館、一九九四年。初出、一九七五年)。
- (32) 「岡宮浅間神社文書」『戦今』五七七。
- (33) 「戦国人名辞典」(吉川弘文館、二〇〇六年)に朝比奈親貞の項目があるが、執筆した北村啓氏は「親貞が朝比奈氏かどうかについて示す一次史料はない」としているように、親貞の名を他に確認することはできない。
- (34) 「被官」と「百姓」を分けたのは、利根川淳子「戦国大名武田氏の人返―百姓を中心に―」(『栃木史学』十七号、二〇〇三年)の考察による。氏は人返の対象者を検討し、「人返にみられる被官と百姓の違いは、武田氏の身分支配を反映していると想定される」とする。氏の指摘を踏まえると、「被官」は主人である尾上氏の所有に帰属し、「百姓」は天方という土地に緊縛されるものということになる。
- (35) 前掲註10。
- (36) 大石氏は前掲註10において「三浦備後守」を三浦正俊に比定すると、永禄六年の可能性が高いとする。しかし、三浦備後守を正俊と比定する根拠が不明であり、三浦備後守を正俊の父親と考えることも可能であろう(正俊の父については実名・官途・受領など事績が一切伝わっていない)。よって、「三浦備後守」を基にして年次比定はできないものと考えられる。そこで、「御免棟別名茂一返被仰付候」と「惣次二候へ共」という文言に着目したい。まず、天文二十年に発給された文書で棟別等の臨時賦課が記載されているのは確認できない。次に、永禄六年に発給された臨時の棟別賦課の文書は五通に及び、『静』7・三二〇五・三二二六・三二二七・三二二七・三二六五となる。このうち、『静』7・三二二六は「陣参」、三二二七は「別而令奉公之間」を理由に特別賦課が免除されているが、免除理由がなければ賦課される予定であったことが明らかである。これを踏まえると、史料2も同様に、永禄六年に比定してよいものと考えられる。この年次比定を踏まえ、三浦備後守は正俊に比定できる。永禄三年九月十五日付連署書では「内匠助正俊」と署名していることから、永禄三年九月十五日以降から史料2が発給される間に受領名「備後守」を名乗ったことがわかる。
- (37) 糟谷幸裕「今川氏の永禄六年―「三州急用」と「惣国」―」(『戦国史研究』六〇号、二〇一〇年)。
- (38) 有光友学「今川領国における伝馬制」(『歴史公論』一一五号、一九八五年、のち、同著『戦国大名今川氏の研究』吉川弘文館、一九九四年に再録)。
- (39) 小和田哲男「戦国期駿遠の交通と今川氏権力」(細井淳志郎先生退官記念論文集「地域をめぐる自然と人間との接点」細井淳志郎先生退官記念論文集出版事業会、一九八五年、のち、小和田哲男著作集第三卷「武將たちと駿河・遠江」清文堂、二〇〇一年に再録)。

- (40) 柴辻俊六「戦国期東国大名領の伝馬制度」(『交通史研究』三五号、一九九五年)。
- (41) 長谷川弘道「戦国大名と伊勢神宮」(『国史学』一六〇号、一九九六年)。
- (42) 長谷川弘道「雪斎と伊勢正遷宮」(『戦国史研究』二九号、一九九五年)。
- (43) 『千葉県の歴史 資料編 中世3』「妙本寺文書」四三〇、以下、『千』「妙本寺文書」文書番号とする。
- (44) 臼井進「戦国大名今川氏の『不入』について―不入件の否定と不入権の付与について―」(『史叢』四八、一九九二年)。
- (45) 糟谷幸裕「戦国大名今川氏の特別賦課」(池享編『室町・戦国期の社会構造』所収、吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (46) 佐藤博信「日我の妙本寺入寺と駿河久遠寺再建・西国下向」(同著『中世東国日蓮宗寺院の研究』所収、東京大学出版会、二〇〇三年。初出、一九九六年)によると、後北条氏に与した富士氏とする。
- (47) 大久保俊昭「河東一乱」をめぐって」(『戦国史研究』二二号、一九八一年。のち、同著『戦国期今川氏の領域と支配』、岩田書院、二〇〇八年に再録)。
- (48) 「高白齋記」(『静』三、一七六三)。
- (49) 『戦今』八〇六では「康成」としているが、「保成」の誤りと考えられる。
- (50) 「松平奥平家古文書写」(『愛』10・一七四四)。
- (51) 所氏は牧野保成が山田源助の判給知行内から一千貫文の保証を得たとするが、「万疋」は一千貫ではなく、百貫である。
- (52) 黒田基樹「戦国大名北条氏の他国衆統制(一)―「指南」「小指南」を中心として―」(同著『戦国大名領国の支配構造』所収、岩田書院、一九九七年。初出、一九九六年)。
- (53) 新行紀一「今川支配下の岡崎」(『新編岡崎市史 中世2』第三章第四節、一九八九年)。
- (54) 「児島好平氏所蔵文書」(『愛』10・四、二八、四六)。
- (55) 所氏は由比光綱・朝比奈親徳が「御奉行」と呼ばれていたとしているが、「御奉行」は文面から良知善右衛門尉と考えるべきであろう。
- (56) 遠藤英弥「今川氏の三河領国化と太原崇孚」(『史学論集』三八号、二〇〇八年)。